

○渡島廃棄物処理広域連合職員の旅費に関する条例

(平成18年2月1日条例第1号)

改正 (平成19年2月26日条例第3号)

改正 (平成28年3月31日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し、支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(調整)

第2条 任命権者は、派遣職員の旅費について当該職員の派遣元市町村の他の職員との均衡上必要があると認めたときは、調整を行うことができる。

(北斗市条例の準用)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行については北斗市職員の旅費に関する条例（平成18年北斗市条例第41号）の関係規定を準用する。この場合において、当該条例中「北斗市」とあるのは「渡島廃棄物処理広域連合」と、「市」とあるのは「広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

2 特別職の旅費については、前項の規定にかかわらず、北斗市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年北斗市条例第35号）第3条の規定を準用する。この場合において、当該条例中「市長」とあるのは「広域連合長及び関係市町の長のうちから選任された副広域連合長」と、「副市長」とあるのは「関係市町の副市町長のうちから選任された副広域連合長」と、「市長等」とあるのは「広域連合長等」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。